

## 令和3年度 (一社) 茨城県建設業協会との意見交換会 回答 (1 / 1)

項目	回答
1. 詳細設計の精度向上について	<p>■詳細設計の精度向上と地域住民への事前調整に十分配慮いただくとともに、設計コンサルへ更なるご指導、技術職員の確保につきましてもご検討いただきますよう、よろしくごお願い申し上げます。</p> <p>令和2年度の災害復旧工事においては、概算概略発注により、契約時に詳細設計が出来ていないことから、工事着手まで期間を要していることがあったと承知しております。</p> <p>現在は、適正な工期確保に向け、工事発注時に概略工程表を用いた工事工程のクリティカルパスや条件明示チェックリストを用いた関係機関との協議状況などの開示に取り組んでおります。</p> <p>また、工事着工前に「設計審査会」において、工事工程のクリティカルパスの共有や条件明示チェックリストによる現場条件の確認を受発注者間で実施するとともに、作成書類の役割分担の明確化を図ることとしております。</p> <p>今後も、適正な工期確保に努めて参りますので、ご理解とご協力をお願い致します。</p>
2. 品質証明員制度について	<p>■現場では従来の工事書類と品質証明用の書類という同様の書類を二重で作成しなければならず、現場の負担となっています。地方の建設業に於いて、品質証明員に値する人材の確保に困難を極める機会が多々あり、品質証明員の資格要件緩和をはじめとする制度の見直しについてご検討願います。</p> <p>品質証明制度は、従来の施工管理や品質管理を実施したものについて、受注者が自らの責任において社内の者から品質証明員を定め、その確認を品質証明員が行うものとなっております。</p> <p>関東地整における「施工者と契約した第三者による品質証明の試行」において、発注者及び施工者以外の第三者が工事の施工プロセス全体を通じて工事実施状況、出来形及び品質について契約図書との適合状況の確認を行い、その結果を監督及び検査に反映させることにより、工事における品質確保体制の強化や出来形に応じた円滑な支払いの促進を図っております。</p> <p>第三者による品質証明員は、監督職員に代わり「段階確認」や「材料確認」などを臨場により確認し、監督職員への報告・提出に必要な書類は第三者による品質証明員が作成することになっております。また、施工者において準備する臨場に必要資料については、既存資料の活用や添付資料を最小限にするなど業務負担軽減に努めることとしております。</p>
3. 既製杭工の実勢単価との乖離について	<p>■特に既製杭工（コンクリート杭費＋施工費）について実勢価格を把握される調査回数を増やしていただくとともに、見積活用方式の採用をお願いいたします。</p> <p>コンクリート杭の材料費につきましては、近隣の需要が重なる時期での納入等の調達環境が厳しい建設資材については、材料単価を公告時に参考資料として公表する試行に取り組んでおり、当該既製杭工（コンクリート杭費＋施工費）についても、この適用について検討してまいります。</p> <p>また、施工費につきましては、個別の現場条件が反映しきれない、実勢価格の変化が激しいなど標準積算との乖離が生じる場合には、見積活用方式の採用を検討してまいります。</p>
4. 3次元施工データの取り扱いについて	<p>■3次元施工データが必要となった場合には、変更対象として費用を認めていただきますようお願い申し上げます。</p> <p>3次元施工データは3次元設計データを元に作成し、ICT建設機械に入力されるものであり、現場毎に設計・施工条件等を踏まえて作成されると理解しております。</p> <p>工事の施工条件等を十分に考慮した適切な費用の計上を行うため、ICT活用工事における「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」については、その費用について見積りを活用しておりますが、現場条件の大幅な変更等により見積金額に差異が生じた場合には、根拠資料等により妥当性を確認し、適正な費用を計上することとなっております。</p> <p>現場条件の大幅な変更があった場合には、「設計審査会」において受発注者間で協議を実施し、適切な契約変更と工期確保に努めてまいります。</p>